

令和 7 年

第 1 回 軽井沢町 議会 定例会

3 月 会 議 議 案

軽 井 沢 町

令和7年第1回軽井沢町議会定例会3月会議議案目次
(令和7年2月27日提出分)

議案番号	議案名	頁
議案第10号	軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言の表明について	4
議案第11号	軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	7
議案第12号	軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について	37
議案第13号	軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	42
議案第14号	軽井沢町町営住宅に関する条例の一部改正について	45
議案第15号	軽井沢町営駐車場条例の一部改正について	52
議案第16号	軽井沢町都市公園条例の一部改正について	64
議案第17号	軽井沢町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	69
議案第18号	軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	75
議案第19号	軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	79
議案第20号	軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	84
議案第21号	令和6年度軽井沢町一般会計補正予算(第10号)	別冊
議案第22号	令和6年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)	別冊
議案第23号	令和6年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算(第5号)	別冊
議案第24号	令和6年度軽井沢町介護保険特別会計補正予算(第5号)	別冊
議案第25号	令和6年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第26号	令和6年度軽井沢町水道事業会計補正予算(第1号)	別冊

議案第 27 号	令和 6 年度軽井沢町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 28 号	令和 7 年度軽井沢町一般会計予算	別冊
議案第 29 号	令和 7 年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計予算	別冊
議案第 30 号	令和 7 年度軽井沢町駐車場特別会計予算	別冊
議案第 31 号	令和 7 年度軽井沢町介護保険特別会計予算	別冊
議案第 32 号	令和 7 年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 33 号	令和 7 年度軽井沢町水道事業会計予算	別冊
議案第 34 号	令和 7 年度軽井沢町下水道事業会計予算	別冊
議案第 35 号	令和 7 年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計予算	別冊
報告第 3 号	専決処分の報告について（軽井沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について）	87
報告第 4 号	専決処分の報告について（令和 6 年度町単西部小学校東教室棟他建設工事変更請負契約の締結について）	91
報告第 5 号	専決処分の報告について（令和 3 年度国補重要文化財・旧三笠ホテル建造物保存修理工事（第 2 期分）変更請負契約の締結について）	96
報告第 6 号	専決処分の報告について（令和 5 年度国補重要文化財・旧三笠ホテル防災・活用整備工事変更請負契約の締結について）	100
報告第 7 号	専決処分の報告について（ニホンザル追い払い業務時の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について）	104
報告第 8 号	専決処分の報告について（公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について）	109

軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言の表明について

軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言を別紙のとおり表明することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項及び軽井沢町議会基本条例（平成23年輕井沢町条例第1号）第10条第2号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日

軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言（案）

多くの人を惹きつける軽井沢の魅力の原点は、美しい自然とそれに調和した低層建築物が織りなす独自の景観にあります。

この景観は、長い月日をかけてここに暮らす人々の手により育まれてきたものであり、軽井沢を訪れる人々に癒しと安らぎを与え、住民にとって誇りとなる財産です。

昭和47年に「軽井沢町の自然保護対策要綱」が制定されました。その後、時代の状況に応じた改正を行い、その理念を守り続け、現在においてもまちづくりの基本として重要な役割を果たしています。また、開発と自然環境及び景観の維持とのバランスを取るため効果を発揮してきました。しかし、近年の居住地・滞在地としての人気の高まりに伴い、急速にマンション・ホテル・住宅の建設が進み周囲と調和のとれない建物が増えています。また、水源地の水量不足や広範囲な樹木の伐採による生態系への影響等が懸念されています。このバランスが崩れかけている現状は、軽井沢の持つ本来の魅力が失われかねない重大な危機に直面していると言えます。

軽井沢の魅力である四季折々に変化する豊かな自然環境と独自の景観は後世に引き継ぐものであり、今を生きる私たちはこの責任を負っています。これからも、軽井沢の自然環境と景観を維持していくという強い姿勢で、50年以上その理念が大切に受け継がれてきた「軽井沢町の自然保護対策要綱」を軸に、都市計画法、建築基準法及び景観法に基づくバランスの取れた町独自の土地利用規制を行い、持続可能なまちづくりの実現に向けて宣言します。

- 一 「軽井沢町の自然保護対策要綱」の見直しとともに、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例」による規制強化、都市計画法等に基づくマンションやホテル等を制限するエリアの設定、景観基準の設定を行います。
- 一 軽井沢独自の基準を見える化し、具体的なルールをわかりやすく伝えます。自然と景観を守り未来へ繋ぐ責任を全ての関係者で共有し、先人たちが築いてきた軽井沢の自然環境と景観を守ります。

令和7年（2025） 月 日

軽井沢町長 （署名）

【軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言実現に向けたロードマップ】

区分	項目	年度	令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)	
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
自然保護対策要綱	審議会・部会・ 庁内検討委員会		←									
	パブコメ		←				←					
	改正		←				←					
自然保護 手続等に関する 土地利用行為の	★罰則規定の改正 (※現行の土地利用行為者の他に、設計者・工事施工者・工事監理者等までを公表の対象とする改正)											
	★指導基準改正の検討 (※自然保護対策基準として「自然保護対策要綱」を明文化)											
	審議会・部会・ 庁内検討委員会		←									
	パブコメ		←									
	改正(議会)				←							
	★罰則規定の改正 (※現行の勧告・公表の他、懲役又は罰金を科す改正)											
	審議会・部会・ 庁内検討委員会		←									
	パブコメ		←									
	検察協議					←						
	改正(議会)									←		
特別用途地区等 の設定	★特別地区・特定用途制限地域の制定											
	審議会・部会・ 庁内検討委員会		←									
	県協議・関係機関 協議		←									
	パブコメ・説明 会・公聴会		←		←				←			
制定(議会)								←				
用途地域の 見直し	★用途地域の変更 地区計画検討											
	審議会・部会・ 庁内検討委員会		←									
	パブコメ・説明 会・公聴会					←			←			
改正(議会)										←		
風致地区の 見直し	★風致地区の修正及び制定											
	審議会・部会・ 庁内検討委員会		←									
	パブコメ・説明 会・公聴会					←			←			
改正(議会)										←		

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年輕井沢町条例第 2 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日

軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例（案）

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年輕井沢町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料、通勤手当」を「給料、住居手当、通勤手当、地域手当」に、「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び寒冷地手当」に改める。

第5条中「別表第1から別表第5」を「、別表第1から別表第4まで」に改める。

第6条第1項中「別表第6」を「別表第5」に改める。

第15条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条第1項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第2項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改める。

第17条第1項第2号中「扶養親族としての子又は第15条第1項第3号若しくは第5号」を「扶養親族たる子又は第15条第1項第2号若しくは第4号」に改め、同条第3項第3号中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改める。

第18条の3第1項中「額は」の次に「、次の表の左欄に掲げる自動車等を使用する距離の区分に応じ」を加え、「片道通勤距離により次表に」を「同表の右欄に」に改め、同項の表を次のように改める。

自動車等を使用する距離	額
片道3キロメートル未満	2,460円
片道3キロメートル以上10キロメートル未満	3,140円に3キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに680円を加えた額
片道10キロメートル以上25キ	7,900円に10キロメートルを超える距

ロメートル未満	離が1キロメートル増すごとに620円を加えた額
片道25キロメートル以上40キロメートル未満	17,200円に25キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに610円を加えた額
片道40キロメートル以上60キロメートル未満	26,350円に40キロメートルを超える距離が1キロメートル増すごとに420円を加えた額
片道60キロメートル以上	34,750円

第23条の3第1項第2号中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に、「の間」を「の間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改め、同条第2項中「に定める額」の次に「（前項各号に規定する勤務に従事する時間等を考慮して町長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「前項第1項」を「前項第1号」に改め、「（当該勤務に従事する時間等を考慮して町長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第26条第4項中「行政職給料表（一）及び医療職給料表（一）、医療職給料表（二）並びに医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその」を削り、「もの」を「職員」に改める。

第31条中「別表第7」を「別表第6」に改める。

第32条第1項第1号中「第15条第1項」を「扶養親族（第15条第1項に、「（以下」を「又は他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けている配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下」に、「扶養親族」という」を「同じ」に、「別表第7」を「別表第6」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	187,500	235,000	271,100	305,300	328,300	362,900	417,200
	2	188,600	236,500	272,100	306,800	330,100	364,700	419,100
	3	189,800	238,100	273,100	308,400	332,000	366,300	421,100
	4	190,900	239,600	274,100	309,800	333,700	367,900	422,900
	5	192,100	241,100	275,100	311,200	335,400	369,600	424,800
	6	193,800	242,600	276,200	312,300	337,200	371,400	426,600
	7	195,400	244,200	277,200	313,400	338,900	372,900	428,400
	8	197,100	245,700	278,200	314,600	340,600	374,600	430,300
	9	198,700	247,200	279,200	315,800	342,300	376,000	431,900
	10	200,400	248,700	280,300	317,500	344,000	377,600	433,400
	11	202,100	250,100	281,300	319,100	345,800	379,300	435,000
	12	203,700	251,500	282,400	320,700	347,400	380,800	436,500
	13	205,400	252,800	283,400	322,300	348,900	382,800	438,000
	14	207,100	254,000	284,800	323,900	350,600	384,700	439,400
	15	208,800	255,200	286,100	325,500	352,200	386,600	440,700
	16	210,600	256,400	287,300	327,200	353,700	388,500	441,900
	17	211,900	257,600	288,600	328,700	355,200	390,000	443,100
	18	213,500	258,700	290,000	330,400	356,900	391,800	444,500
	19	215,200	259,800	291,200	332,100	358,500	393,600	445,800
	20	216,700	260,900	292,400	333,700	360,200	395,200	447,000
	21	218,200	262,000	293,500	335,100	361,400	397,000	448,300
	22	219,900	263,000	294,800	336,900	362,900	398,400	449,100
	23	221,500	264,000	296,100	338,600	364,500	399,800	449,900
	24	223,100	265,000	297,400	340,200	366,000	401,200	450,700
	25	224,800	266,100	298,800	341,500	367,700	402,700	451,300
	26	226,500	267,000	299,800	343,400	369,600	403,900	451,900
	27	227,800	267,900	300,800	345,100	371,300	405,100	452,500
	28	229,200	268,800	301,900	346,800	373,000	406,200	453,200
	29	230,500	269,600	303,000	348,300	374,500	407,300	453,900
	30	231,600	270,400	304,300	349,900	375,800	408,500	454,700
	31	232,700	271,300	305,400	351,600	377,000	409,600	455,100
	32	233,900	272,100	306,600	353,200	378,500	410,800	455,800
	33	235,000	272,800	307,800	355,000	379,600	411,500	456,300
	34	236,100	273,600	309,200	356,800	380,500	412,200	456,700
	35	237,200	274,400	310,500	358,600	381,500	412,900	457,100
	36	238,400	275,100	311,800	360,500	382,600	413,600	457,600
	37	239,500	275,900	313,200	362,000	383,500	414,200	458,000
	38	240,500	276,700	314,500	363,400	384,400	414,800	458,400
	39	241,500	277,500	315,800	364,900	385,300	415,300	458,800
	40	242,400	278,200	317,100	366,300	386,100	415,800	459,100
	41	243,400	278,900	318,500	367,800	386,900	416,200	459,400

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

42	244,300	279,700	319,800	368,600	387,800	416,400	459,800
43	245,100	280,600	321,100	369,700	388,600	416,700	460,100
44	245,900	281,300	322,300	370,700	389,300	417,000	460,400
45	246,600	282,000	323,200	371,600	390,000	417,300	460,700
46	247,200	282,700	324,500	372,700	390,700	417,600	
47	247,900	283,400	325,800	373,700	391,400	417,900	
48	248,500	284,100	327,200	374,700	392,200	418,200	
49	249,100	284,900	328,400	375,600	392,700	418,400	
50	249,700	285,600	329,700	376,300	393,300	418,700	
51	250,300	286,300	330,900	377,000	393,900	419,000	
52	250,800	287,000	332,200	377,600	394,600	419,300	
53	251,300	287,600	333,500	378,000	395,000	419,500	
54	251,700	288,300	334,600	378,700	395,600	419,800	
55	252,100	288,900	335,700	379,400	396,200	420,200	
56	252,400	289,700	336,900	380,100	396,800	420,500	
57	252,700	290,300	337,600	380,400	397,200	420,700	
58	253,000	291,000	338,500	381,100	397,800	421,000	
59	253,300	291,600	339,200	381,800	398,400	421,300	
60	253,600	292,300	340,000	382,400	398,900	421,500	
61	253,900	292,900	340,900	382,800	399,300	421,700	
62	254,200	293,600	341,300	383,300	399,800	422,000	
63	254,500	294,300	341,900	383,900	400,300	422,300	
64	254,800	294,800	342,600	384,500	400,900	422,500	
65	255,100	295,300	343,400	384,800	401,200	422,700	
66	255,400	295,900	344,100	385,400	401,700	423,000	
67	255,700	296,400	344,800	386,100	402,100	423,300	
68	256,000	297,000	345,500	386,700	402,500	423,500	
69	256,300	297,500	346,000	387,100	402,800	423,700	
70	256,600	298,000	346,600	387,700	403,100	424,000	
71	257,000	298,600	347,100	388,300	403,400	424,300	
72	257,300	299,300	347,700	388,800	403,600	424,500	
73	257,600	299,800	348,000	389,300	403,800	424,800	
74	257,900	300,300	348,500	389,900	404,100		
75	258,200	300,700	348,900	390,400	404,400		
76	258,500	301,000	349,300	390,700	404,600		
77	258,800	301,200	349,700	391,100	404,800		
78	259,100	301,500	350,300	391,600	405,100		
79	259,400	301,700	350,800	392,000	405,400		
80	259,700	302,000	351,300	392,500	405,600		
81	260,000	302,200	351,600	392,900	405,800		
82	260,300	302,400	352,000	393,400	406,200		
83	260,600	302,700	352,400	393,800	406,500		
84	260,900	302,900	352,800	394,200	406,700		
85	261,200	303,200	353,100	394,500	406,900		
86	261,600	303,600	353,500	395,000			
87	261,900	303,900	353,900	395,400			
88	262,200	304,200	354,300	395,800			

	89	262,500	304,500	354,500	396,100			
	90	262,800	304,800	355,000	396,600			
	91	263,100	305,100	355,400	397,100			
	92	263,400	305,500	355,800	397,500			
	93	263,700	305,700	356,000	397,800			
	94		305,900	356,400				
	95		306,200	356,800				
	96		306,600	357,100				
	97		306,800	357,400				
	98		307,100	357,800				
	99		307,500	358,200				
	100		307,900	358,600				
	101		308,200	359,100				
	102		308,500	359,600				
	103		308,800	360,000				
	104		309,100	360,400				
	105		309,300	360,900				
	106		309,600	361,300				
	107		309,900	361,600				
	108		310,200	361,900				
	109		310,400	362,400				
	110		310,800					
	111		311,200					
	112		311,500					
	113		311,700					
	114		311,900					
	115		312,200					
	116		312,600					
	117		312,900					
	118		313,100					
	119		313,400					
	120		313,700					
	121		314,100					
	122		314,300					
	123		314,600					
	124		314,900					
	125		315,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		196,200	224,300	265,600	285,800	301,300	327,600	370,600

別表第2(第5条関係)

医療職給料表(一)

(単位:円)

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	297,700	409,000	465,000
	2	300,100	411,800	467,100
	3	302,400	414,400	469,000
	4	304,700	417,000	470,900
	5	306,800	419,400	472,400
	6	310,400	421,700	474,200
	7	314,000	423,800	476,000
	8	317,500	426,000	477,900
	9	320,900	428,100	479,700
	10	324,500	429,700	481,600
	11	328,000	431,200	483,400
	12	331,500	432,700	485,200
	13	334,900	434,200	487,100
	14	338,500	435,700	488,900
	15	342,000	437,200	490,800
	16	345,500	438,600	492,600
	17	348,900	440,100	494,400
	18	352,100	441,600	496,400
	19	355,300	443,100	498,300
	20	358,400	444,600	500,300
	21	361,700	446,000	502,200
	22	364,900	447,500	503,900
	23	368,000	449,100	505,800
	24	371,100	450,500	507,600
	25	374,200	451,900	509,300
	26	376,500	453,400	511,100
	27	378,900	454,800	512,900
	28	381,100	456,200	514,600
	29	383,100	457,700	516,000
	30	384,800	459,100	517,700
	31	386,500	460,500	519,600
	32	388,400	461,900	521,300
	33	390,200	463,400	522,900
	34	392,000	464,800	524,200
	35	393,700	466,200	525,500
	36	395,100	467,700	526,800
	37	396,500	469,100	527,900
	38	398,100	470,800	529,200
	39	399,600	472,500	530,500
	40	401,100	474,100	531,800
	41	402,700	475,700	532,900
	42	403,400	477,000	533,700
	43	404,000	478,200	534,500
	44	404,700	479,300	535,300
	45	405,600	480,300	536,200
	46	406,300	481,400	537,100
	47	406,900	482,300	537,900
	48	407,500	483,100	538,600

	49	408,100	483,800	539,400
	50	408,600	484,500	540,200
	51	409,100	485,200	540,900
	52	409,600	485,900	541,900
	53	410,100	486,600	542,800
	54	410,500	487,300	543,600
	55	411,000	487,900	544,500
	56	411,400	488,500	545,400
	57	411,800	488,800	546,300
	58	412,200	489,400	547,200
	59	412,600	490,200	548,100
	60	413,000	490,900	548,800
	61	413,400	491,300	549,600
	62	413,800	491,900	550,500
	63	414,200	492,600	551,500
	64	414,600	493,300	552,400
	65	414,900	493,700	553,200
	66		494,300	554,100
	67		495,000	555,000
	68		495,500	556,000
	69		496,000	556,800
	70		496,500	557,700
	71		497,000	558,600
	72		497,500	559,500
	73		497,900	560,400
	74		498,400	
	75		498,800	
	76		499,300	
	77		499,900	
	78		500,500	
	79		501,100	
	80		501,500	
	81		502,000	
	82		502,600	
	83		503,200	
	84		503,700	
	85		504,300	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		308,300	351,900	408,200

別表第3(第5条関係)

医療職給料表(二)

(単位:円)

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	192,700	232,300	268,700	287,900	321,800	368,500
	2	194,800	233,700	269,500	288,700	323,300	370,300
	3	197,000	235,000	270,300	289,600	324,700	371,900
	4	199,100	236,300	271,200	290,300	326,100	373,600
	5	201,200	237,500	272,000	291,000	327,600	375,200
	6	203,200	238,700	272,800	291,700	329,200	376,800
	7	205,200	239,700	273,600	292,400	330,700	378,500
	8	207,100	240,700	274,400	293,200	332,300	380,100
	9	208,900	241,800	275,200	294,100	333,800	381,700
	10	210,900	243,100	276,100	294,900	335,400	383,800
	11	212,800	244,400	276,900	295,700	337,000	385,800
	12	215,000	245,700	277,700	296,400	338,500	387,900
	13	216,700	247,000	278,500	297,100	340,000	389,300
	14	218,700	248,400	279,300	298,200	341,700	391,000
	15	221,000	249,700	280,200	299,400	343,200	392,800
	16	223,100	250,900	281,000	300,600	344,700	394,500
	17	225,300	252,200	281,800	301,800	346,300	396,200
	18	226,400	253,400	282,600	303,000	347,900	397,800
	19	227,500	254,600	283,400	304,300	349,500	399,300
	20	228,600	255,800	284,200	305,500	351,100	400,800
	21	229,800	257,000	285,100	306,700	352,400	402,200
	22	230,700	257,900	286,000	307,900	353,900	403,500
	23	231,600	258,700	286,900	309,200	355,500	404,800
	24	232,500	259,500	287,700	310,400	357,000	405,900
	25	233,500	260,300	288,500	311,600	358,500	407,100
	26	234,400	261,100	289,500	312,900	360,100	408,200
	27	235,300	262,000	290,400	314,000	361,600	409,300
	28	236,200	262,800	291,200	315,200	363,000	410,400
	29	237,100	263,600	292,000	316,500	364,500	411,300
	30	238,100	264,400	293,100	317,800	366,100	412,100
	31	239,000	265,200	294,200	319,000	367,600	412,900
	32	239,900	266,100	295,200	320,200	369,200	413,700
	33	240,700	266,900	296,200	321,400	370,400	414,100
	34	241,500	267,700	297,300	322,600	371,500	414,700
	35	242,300	268,400	298,300	323,800	372,700	415,200
	36	243,200	269,200	299,400	325,000	373,900	415,700
	37	244,000	270,100	300,400	326,200	374,900	416,100
	38	244,800	271,000	301,400	327,600	375,700	416,300
	39	245,600	271,800	302,400	328,900	376,700	416,600
	40	246,400	272,600	303,500	330,100	377,800	416,900
	41	247,000	273,400	304,500	331,000	378,900	417,200
	42	247,700	274,200	305,700	332,300	379,900	417,500
	43	248,300	275,000	306,800	333,500	380,900	417,800
	44	248,800	275,900	307,900	334,700	381,800	418,100
	45	249,300	276,600	309,100	335,800	382,600	418,300
	46	249,900	277,400	310,200	336,900	383,500	418,600
	47	250,400	278,200	311,300	337,900	384,400	418,900
	48	250,800	279,000	312,400	338,800	385,200	419,200

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

49	251,200	279,700	313,600	339,700	385,700	419,400
50	251,700	280,600	314,700	340,800	386,500	419,700
51	252,300	281,300	315,800	341,800	387,300	420,000
52	252,800	282,000	316,900	342,700	388,200	420,400
53	253,100	282,700	318,000	343,200	388,600	420,600
54	253,400	283,400	319,000	344,100	389,300	
55	253,700	284,100	320,000	344,800	390,000	
56	254,000	284,900	321,000	345,800	390,600	
57	254,300	285,600	322,100	346,500	391,000	
58	254,600	286,300	323,100	346,800	391,500	
59	254,900	287,000	324,100	347,300	392,200	
60	255,200	287,600	325,000	347,900	392,800	
61	255,500	288,200	325,900	348,500	393,200	
62	255,800	288,900	326,800	349,200	393,700	
63	256,100	289,700	327,500	349,900	394,200	
64	256,400	290,300	328,200	350,600	394,700	
65	256,800	290,900	328,800	351,300	395,300	
66	257,100	291,600	329,500	351,800	395,800	
67	257,400	292,300	330,100	352,400	396,400	
68	257,700	292,900	330,700	353,000	397,100	
69	258,000	293,500	331,300	353,300	397,600	
70	258,300	294,300	331,600	353,900	398,100	
71	258,600	295,000	332,100	354,400	398,600	
72	258,800	295,600	332,600	355,000	399,100	
73	259,000	296,200	333,200	355,500	399,400	
74	259,300	296,700	333,700	356,000	399,900	
75	259,600	297,100	334,200	356,500	400,300	
76	259,800	297,500	334,600	356,900	400,700	
77	260,000	297,900	335,200	357,200	401,100	
78	260,300	298,200	335,700	357,500	401,700	
79	260,600	298,500	336,200	357,700	402,100	
80	260,800	298,900	336,700	358,000	402,500	
81	261,000	299,200	337,200	358,500	402,900	
82	261,300	299,500	337,600	358,800	403,400	
83	261,700	299,800	337,800	359,100	403,800	
84	261,900	300,100	338,100	359,500	404,200	
85	262,100	300,300	338,500	359,900	404,600	
86		300,500	338,900	360,200		
87		300,700	339,200	360,500		
88		300,900	339,500	360,800		
89		301,300	339,800	361,200		
90		301,500	340,000	361,500		
91		301,700	340,400	361,800		
92		301,900	340,800	362,100		
93		302,300	341,000	362,400		
94		302,500	341,300	362,800		
95		302,700	341,600	363,200		
96		303,000	341,900	363,600		
97		303,300	342,100	364,200		
98		303,600	342,400	364,600		
99		303,800	342,700	365,000		
100		304,100	342,900	365,400		
101		304,400	343,100	365,900		
102		304,600	343,300			

	103		304,800	343,700			
	104		305,100	343,900			
	105		305,400	344,100			
	106			344,500			
	107			344,900			
	108			345,300			
	109			345,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		197,200	224,400	253,500	267,400	293,500	335,500

別表第4(第5条関係)

医療職給料表(三)

(単位:円)

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	212,200	245,800	287,900	301,600	326,200	369,900
	2	214,100	248,100	288,400	302,200	327,300	371,600
	3	216,000	250,300	288,900	302,800	328,300	373,300
	4	217,700	252,600	289,500	303,300	329,300	375,100
	5	219,500	254,800	290,000	303,900	330,300	376,900
	6	221,400	255,800	290,500	304,500	331,600	379,000
	7	223,200	256,800	291,000	305,100	332,800	381,000
	8	225,000	257,700	291,500	305,600	334,000	383,100
	9	226,700	258,600	292,000	306,100	335,100	384,800
	10	228,800	259,800	292,500	306,700	336,400	386,900
	11	230,700	260,900	293,000	307,300	337,500	389,100
	12	232,600	261,900	293,500	307,800	338,600	391,100
	13	234,600	262,700	294,100	308,400	339,700	393,100
	14	236,600	263,400	294,600	309,100	341,000	394,700
	15	238,700	264,100	295,100	309,800	342,100	396,500
	16	240,700	265,000	295,600	310,500	343,200	398,400
	17	242,800	266,200	296,100	311,200	344,300	400,100
	18	244,800	267,300	296,600	312,100	345,600	401,900
	19	246,900	268,400	297,100	313,100	346,700	403,800
	20	249,000	269,500	297,600	314,000	347,800	405,500
	21	250,900	270,600	298,100	314,800	348,900	407,300
	22	252,200	271,800	298,600	315,700	350,200	409,000
	23	253,400	272,900	299,200	316,600	351,300	410,900
	24	254,500	274,000	299,700	317,600	352,400	412,600
	25	255,600	275,000	300,200	318,400	353,500	414,200
	26	256,500	276,200	300,800	319,300	354,900	416,000
	27	257,500	277,300	301,600	320,200	356,200	417,800
	28	258,400	278,300	302,400	321,100	357,500	419,600
	29	259,200	279,300	303,100	321,900	358,700	421,200
	30	260,000	280,100	304,000	323,100	360,300	422,700
	31	260,700	280,800	304,800	324,200	361,800	424,200
	32	261,500	281,500	305,600	325,300	363,300	425,600
	33	262,300	282,200	306,300	326,400	364,600	426,700
	34	263,100	282,800	307,100	327,600	366,100	427,800
	35	263,900	283,300	307,900	328,700	367,500	428,900
	36	264,600	283,800	308,700	329,800	369,000	430,200
	37	265,300	284,300	309,500	330,900	370,400	431,500
	38	266,300	285,000	310,300	332,200	371,400	432,600
	39	267,200	285,500	311,100	333,300	372,800	433,800
	40	268,000	286,000	311,900	334,400	374,200	435,000
	41	268,800	286,400	312,600	335,200	375,500	436,200
	42	269,700	286,900	313,700	336,400	376,900	437,200
	43	270,500	287,400	314,700	337,500	378,300	438,300
	44	271,400	287,900	315,600	338,500	379,600	439,500
	45	272,200	288,400	316,500	339,500	381,100	440,500
	46	272,900	288,900	317,600	340,500	382,300	441,000
	47	273,600	289,500	318,600	341,600	383,500	441,600
	48	274,200	290,000	319,500	342,600	384,700	442,000

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	274,800	290,500	320,400	343,800	385,800	442,600
	50	275,300	291,000	321,400	345,100	386,700	443,100
	51	275,900	291,500	322,500	346,400	387,800	443,600
	52	276,300	292,000	323,500	347,600	388,700	444,100
	53	276,700	292,500	324,300	348,500	389,300	444,600
	54	277,200	293,000	325,300	349,700	390,100	445,000
	55	277,700	293,500	326,300	350,900	390,900	445,300
	56	278,100	294,100	327,300	352,200	391,700	445,600
	57	278,500	294,600	328,200	353,200	392,500	446,000
	58	278,900	295,400	329,200	354,100	393,200	
	59	279,300	296,200	330,200	355,300	393,900	
	60	279,700	296,900	331,100	356,500	394,500	
	61	280,200	297,600	332,100	357,600	395,100	
	62	280,600	298,500	333,300	358,800	395,700	
	63	281,000	299,500	334,500	360,100	396,400	
	64	281,400	300,300	335,700	361,100	397,100	
	65	281,800	301,100	336,500	362,100	397,800	
	66	282,200	302,000	337,600	363,100	398,300	
	67	282,600	302,800	338,700	364,300	398,900	
	68	283,000	303,700	339,600	365,400	399,400	
	69	283,400	304,500	340,800	366,200	399,800	
	70	283,900	305,400	341,500	367,300	400,400	
	71	284,400	306,300	342,600	368,400	400,900	
	72	284,900	307,200	343,700	369,500	401,200	
	73	285,300	308,200	344,800	370,200	401,600	
	74	285,900	309,100	346,100	371,000	402,100	
	75	286,500	310,000	347,200	371,800	402,500	
	76	287,000	310,900	348,300	372,500	402,800	
	77	287,500	311,700	349,400	373,100	403,100	
	78	288,100	312,800	350,600	373,700	403,600	
	79	288,700	313,800	351,600	374,200	404,100	
	80	289,200	314,700	352,700	374,700	404,500	
	81	289,800	315,200	353,600	375,300	404,800	
	82	290,300	316,100	354,600	375,800	405,200	
	83	290,800	317,000	355,600	376,300	405,700	
	84	291,300	317,900	356,600	376,800	406,200	
	85	291,800	318,700	357,500	377,200	406,600	
	86	292,300	319,700	358,300	377,600	407,000	
	87	292,800	320,700	359,100	378,300	407,500	
	88	293,300	321,700	360,000	378,800	407,900	
	89	293,800	322,700	360,600	379,100	408,300	
	90	294,400	323,800	361,200	379,600	408,700	
	91	294,900	324,800	361,800	380,000	409,200	
	92	295,400	325,800	362,400	380,300	409,600	
	93	295,900	326,600	362,800	380,900	410,000	
	94	296,500	327,400	363,200	381,400		
	95	297,100	328,100	363,700	381,900		
	96	297,700	328,700	364,200	382,400		
	97	298,300	329,200	364,700	383,100		
	98	298,900	329,500	365,100	383,600		
	99	299,400	330,100	365,600	384,100		
	100	299,900	330,700	366,000	384,500		
	101	300,400	331,100	366,300	385,100		
	102	300,900	331,800	366,800	385,600		

103	301,400	332,400	367,200	386,100		
104	301,800	332,900	367,500	386,600		
105	302,200	333,300	367,900	387,200		
106	302,700	333,800	368,400	387,700		
107	303,200	334,300	369,000	388,200		
108	303,600	334,800	369,500	388,700		
109	303,800	335,200	370,000	389,300		
110	304,100	335,600	370,500			
111	304,300	335,900	371,000			
112	304,600	336,300	371,400			
113	304,900	336,600	371,800			
114	305,100	337,000	372,200			
115	305,400	337,300	372,700			
116	305,600	337,600	373,200			
117	305,900	337,800	373,700			
118	306,200	338,100	374,200			
119	306,500	338,400	374,700			
120	306,800	338,600	375,200			
121	307,100	338,800	375,500			
122	307,500	339,100				
123	307,800	339,400				
124	308,200	339,700				
125	308,400	339,900				
126	308,600	340,200				
127	308,900	340,600				
128	309,300	340,900				
129	309,500	341,100				
130	309,800	341,300				
131	310,200	341,700				
132	310,600	341,900				
133	310,800	342,200				
134	311,100	342,600				
135	311,400	343,000				
136	311,700	343,400				
137	311,900	343,700				
138	312,200	344,100				
139	312,500	344,500				
140	312,900	344,900				
141	313,100	345,200				
142	313,500	345,700				
143	313,900	346,000				
144	314,200	346,400				
145	314,400	346,700				
146	314,600	347,100				
147	314,900	347,500				
148	315,300	347,900				
149	315,500	348,200				
150	315,700	348,600				
151	316,000	349,000				
152	316,300	349,400				
153	316,700	349,700				
154	316,900					
155	317,100					
156	317,500					

	157	317,800					
	158	318,100					
	159	318,400					
	160	318,700					
	161	319,100					
	162	319,400					
	163	319,700					
	164	320,000					
	165	320,400					
	166	320,700					
	167	321,000					
	168	321,300					
	169	321,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		244,900	265,800	273,300	283,900	300,700	339,100

別表第5を削る。

別表第6のA中「行政職給料表（一）」を「行政職給料表」に改め、同表のイを削り、同表のウを同表のイとし、同表のエを同表のウとし、同表のオを同表のエとし、同表を別表第5とし、別表第7を別表第6とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第15条第1項及び第16条第1項の規定の適用については、改正後の給与条例第15条第1項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、改正後の給与条例第16条第1項中「13,000」とあるものを「13,000」とする。」とする。

円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前条第1項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(町長への委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(軽井沢町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 6 軽井沢町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年輕井沢町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項を削り、同条第6項中「、第3項」を「及び第3項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給について」を削り、同項を同条第5項とする。

第9条第1項中「、第5章の2、第7章及び第8章」を「及び第5章の2」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第23条の3第1項、第26条第1項及び第29条第1項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び軽井沢町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年輕井沢町条例第6号。第23条の3第1項において「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第23条の3第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第26条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第29条第1項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

附則別表(附則第2項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26

43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		

89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	22
39	27	23
40	28	24
41	29	25
42	30	26
43	31	27
44	32	28
45	33	29
46	34	30
47	35	31
48	36	32
49	37	33

50	38	34
51	39	35
52	40	36
53	41	37
54	42	38
55	43	39
56	44	40
57	45	41
58	46	42
59	47	43
60	48	44
61	49	45
62	50	46
63	51	47
64	52	48
65	53	49
66	54	50
67	55	51
68	56	52
69	57	53
70	58	54
71	59	55
72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61
78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	66
83	71	67
84	72	68
85	73	69
86	74	70
87	75	71
88	76	72
89	77	73
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37

50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		

103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37

50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98		

103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正理由

【改正理由】

長野県人事委員会の勧告に基づき、長野県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）等が改正されることに伴い、これに合わせて町の給料表及び扶養手当の改定、管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の改正並びに定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の種類の改正を行うもの並びに近年の採用状況を踏まえ、中学校卒業後直ちに採用することを前提として定めている行政職給料表（二）の削除及び通勤手当の額の改定を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正概要

【改正内容】

1 軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例

(1) 定年前再任用短時間勤務職員等に係る手当の改正（給与条例第2条関係）
住居手当及び寒冷地手当を新たに支給する。

(2) 給料表の改定（給与条例別表第1～別表第4、附則第2項関係）

各給料表3級以上（医療職給料表（一）については2級以上）の各級の初号付近の号俸を削除し繰上げる。新給料表への切替えについては、切替表を用いて行う。

また、中学校卒業後直ちに採用することを前提として定めている行政職給料表（二）及びその職に関する規定を削除する。

(3) 扶養手当の改定（給与条例第15条、第16条、附則第4項関係）

段階的に配偶者に係る扶養手当の減額及び廃止を行い、子に係る扶養手当の月額を増額する。

		配偶者	子
改正前		6,500円	10,000円
改正後	令和7年度	3,000円	11,500円
	令和8年度以降	0円	13,000円

(4) 通勤手当の改定（給与条例第18条の3関係）

自動車等を使用し通勤する職員に対する通勤手当の上限額を改定する。通勤手当の額については、長野県の一般職の職員の給与に関する条例に準じた額としている。

(5) 管理職員特別勤務手当の改正（給与条例第23条の3関係）

管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務時間について、「午前0時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時まで」に改正する。

2 軽井沢町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

（附則第6項関係）

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する。また、寒冷地手当を支給する。

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
について

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年輕井沢町条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 27 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年輕井沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第14条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第5条の3第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「養育」を「養育する」に改め、「（以下「要介護者」という。）」を削り、「介護」を「介護する」に改める。

第5条の4第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「養育」を「養育する」に改め、「（以下「要介護者」という。）」を削り、「介護」を「介護する」に改める。

第5条の5第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第2項中「講じる」を「講ずる」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「養育」を「養育する」に改め、「（以下「要介護者」という。）」を削り、「介護」を「介護する」に改め、同条第4項中「手続き」を「手続」に改める。

第12条第1項中「で負傷」を「（第14条第1項において「配偶者等」という。）で負傷」に、「以下同じ」を「以下この項及び次条第1項において同じ」に、「（以下）」を「（次項及び次条第1項において）」に改める。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第14条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年輕井沢町条例第5号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「第14条第1項」を「第16条第1項」に改める。

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
理由

【改正理由】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が改正され、所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲が拡大されたことに伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限に関する規定の改正を行うもの及び人事院規則が改正されることに伴い、国家公務員との権衡を踏まえ、勤務環境の整備等に関する措置について定めるもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正概要

【改正内容】

1 時間外勤務の制限の見直し（勤務時間条例第5条の5関係）

	対象となる職員の範囲
改正前	3歳に満たない子のある職員
改正後	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

2 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する強化等

(勤務時間条例第14条及び第15条関係)

- (1) 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認
- (2) 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供
- (3) 職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）

軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
軽井沢町条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 27 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例（案）

軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
軽井沢町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、別表第2、別表第4及び別表第5」を「から別表第4まで」
に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正理由

【改正理由】

医師の採用の対象範囲を広げるため、医師に適用される給料表である医療職給料表（一）を会計年度任用職員に適用させる改正を行うもの。

軽井沢町町営住宅に関する条例の一部改正について

軽井沢町町営住宅に関する条例（平成 9 年輕井沢町条例第 33 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 27 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町町営住宅に関する条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町町営住宅に関する条例（平成9年輕井沢町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号ア中「214,000円」を「259,000円」に改め、同ア(イ)中「又は18歳未満」を削り、同ア(ウ)中「15歳」を「18歳」に改め、同号イ中「214,000円」を「259,000円」に改める。

第10条の見出しを「（入居の手続）」に改め、同条第1項中「手続き」を「手続」に改め、同項第1号中「入居決定者は、入居前に誓約書を」を「誓約書を町長に」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「入居決定者」を「入居を許可された者」に、「入居の手続きを前項に定める期間内に」を「前項に規定する期間内に同項の手続を」に、「同項各号に定める手続き」を「同項の手続」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「手続き」を「手続」に、「町営住宅入居」を「当該入居」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第13条第1項中「次条第3項」を「、次条第1項」に、「より認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。）」を「よる収入の申告」に、「以下で」を「以下で、」に、「からの」を「からの次条第1項の規定による」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第2項中「ものとする」を削り、同条に次の1項を加える。

4 町長は、入居者（法規則第8条各号に掲げる者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、同条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の法規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

第14条第3項中「基づいて」を「基づき、入居者の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第4項の規定により収入を把握した場合にあっては、当該把握した収入の額を入居者の収入の額として認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

第14条第4項中「、前項の認定に対し」を削り、「意見を述べる」を「、前項の規定による認定に対して、意見を申し出る」に改め、「、意見の内容を審査し」を削り、「当該認定を更正する」を「、同項の規定により認定した収入の額を更正し、更正後の収入の額を入居者に通知する」に改める。

第16条第1項中「第10条第5項の入居可能日」を「、第10条第1項の手続が完了した日」に、「明渡した」を「明け渡した」に、「期限」を「請求をした場合にあってはその明渡しの期限」に改め、「第40条第1項」の次に「の規定」を加え、「のあったときは明渡しの請求のあった」を「請求をした場合にあってはその請求をした」に、「、家賃を徴収する」を「の家賃を徴収するものとする」に改め、同条第2項中「明渡した場合は明渡した」を「明け渡した場合にあっては、明け渡した」に、「その月分」を「町長にその月分の家賃」に改め、同条第3項中「住宅」を「町営住宅」に、「明渡した」を「明け渡した」に、「日割計算による」を「、日割りにより計算した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」に改め、同項後段を削り、同条第4項中「第39条に規定する手続きを経ないで」を「第39条第1項の規定による届出をしないで」に、「町長が」を「町長は、」に改め、「徴収する」の次に「ものとする」を加える。

第27条第1項中「毎年度」を「毎年度、」に、「の額」を「の額（同条第4項の規定により更正された場合にあっては、その更正後の収入の額。次項において同じ。）」に、「の金額」を「に規定する金額」に、「、町営住宅に引続き」を「町営住宅に引き続き」に、「その旨を通知する」を「当該入居者にその旨を通知するものとする」に改め、同条第2項中「町長は、」の次に「毎年度、」を加え、「引続き」を「引き続き」に、「その旨を通知する」を「当該入居者にその旨を通知するものとする」に改め、

同条第3項を次のように改める。

3 入居者は、町長の定めるところにより、前2項の規定による認定に対して、意見を申し出ることができる。この場合において、町長は、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正し、当該入居者にその旨を通知するものとする。

第29条を次のように改める。

(収入超過者に対する家賃)

第29条 第27条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者の町営住宅の毎月の家賃は、第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、毎年度、令第8条第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)に規定する方法により算出した額とする。

第31条第1項中「認定した町営住宅の入居者」を「認定された入居者の町営住宅の毎月の家賃」に、「第29条第1項」を「第4項並びに第29条」に改め、「、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月」を削り、「を支払わなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「町長は」を「町長は、」に、「ついて」を「ついて、毎月」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第15条及び第16条第2項から第4項までの規定は、前項の金銭について準用する。

第34条第1項中「、第29条第1項若しくは第31条第1項」を「若しくは第4項若しくは第29条」に、「減免、」を「減免」に改める。

第37条及び第38条中「、第29条第1項」を「若しくは第4項、第29条」に、「第12条で」を「第12条の」に改める。

第44条中「当たっては」を「ついては、」に、「第16条中「第10条第5項」を「第16条第1項中「第10条第1項の手続が完了した日」に、「」と、「入居可能日」とあるのは「」を「の」に、「」とあるのは「第47条」と読替える」を「の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日」とあるのは「第47条の規定による使用許可の取消しをした場合にあっては使用許可の取消しの日」と読み替える」に改める。

第49条中「建設省令」を「国土交通省令」に改める。

第51条第1項中「、第29条第1項又は」を「及び第4項、第29条並びに」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第52条中「、第29条第1項若しくは第31条第1項」を「若しくは第4項若しくは第29条」に改め、「第29条第3項又は」を削り、「第17条第2項」の次に「の規定」を加え、「あっせん等」を「住宅のあっせん等」に、「読替える」を「読み替える」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

軽井沢町町営住宅に関する条例の一部改正理由

【改正理由】

町営住宅を住宅に困窮する者にとって入居しやすいものとするため、入居者資格の収入基準額を引き上げるとともに、入居に際しての連帯保証人を不要とする改正を行うもの及び子育て世帯の入居を促進するため、優先入居条件の子どもの年齢を引き上げる改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町町営住宅に関する条例の一部改正概要

【改正内容】

- 1 入居者資格の収入基準額の引上げ（条例第5条関係）及び入居に際しての連帯保証人を不要とする（条例第10条関係）

(1) 入居者資格の収入基準額※の引上げ

	改正後	改正前	差
裁量階層等 (60歳以上の高齢者や子育て世帯等)	259,000円	214,000円	+45,000円

※収入基準額（世帯における1年間の総所得金額から扶養等の控除額を差し引き、12ヶ月で除して算出した金額）は、町営住宅に入居できる世帯の月額収入基準で、この金額を超える場合は入居できない。

(2) 入居に際しての連帯保証人を不要とする

連帯保証人を確保できないために町営住宅に入居できないという事態が生じないように、連帯保証人を不要とする。

- 2 優先入居条件の子どもの年齢の引上げ（条例第5条関係）

	改正後	改正前	差
同居者の子どもの年齢	18歳	15歳	+3歳

これまでは義務教育修了前までの「15歳（中学生）以下の者がいる世帯」としていたが、高校進学状況等を踏まえて、「18歳（高校生）以下の者がいる世帯」まで対象範囲を拡大する。

軽井沢町営駐車場条例の一部改正について

軽井沢町営駐車場条例（平成 17 年輕井沢町条例第 25 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日

軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町営駐車場条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町営駐車場条例（平成17年輕井沢町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（供用時間）

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条の見出しを「（駐車することができる自動車）」に改め、同条中「を使用する」を「に駐車する」に改める。

第6条第1項中「駐車場」を「駐車場（追分宿駐車場を除く。）」に、「この条例の定めるところにより」を「別表第2に定める額の」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 町長は、公益上その他特別の理由があるとき、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 町長は、第1項に規定する使用料の額から割引をした額により駐車場を使用することができる回数券を発行することができる。

第9条第1号中「及び」を「、」に改め、同条第2号中「施錠し」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 駐車する自動車は、施錠すること。

第9条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 30日を超えて引き続き駐車しないこと。

(5) ロッカーは、午後12時を超えて引き続き使用しないこと。

第12条第1項中「別表第12」を「別表第3」に改め、同条第3項中「、「使用期間」とあるのは「利用期間」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」と、「使用受付時間」とあるのは「利用受付時間」と」を削る。

第13条第1項中「から別表第11まで」を削る。

別表第1の名称の項から軽井沢駅南口広場駐車場の項までを次のように改める。

名称	駐車することができる自動車
旧軽井沢駐車場	普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）（積載物又は取付物を含めた車体の高さが2.5メートル以下のものに限る。）
中軽井沢駅前駐車場	
信濃追分駅前駐車場	
軽井沢駅南口広場駐車場	普通自動車並びにマイクロバス（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第4号に規定するマイクロバスをいう。以下同じ。） 、大型バス（同条第3号に規定する大型バスをいう。以下同じ。）及びこれらに類する自動車

別表第1の軽井沢駅北口西側駐車場の項を次のように改める。

軽井沢駅北口西側駐車場	普通自動車（積載物又は取付物を含めた車体の高さが2.5メートル以下のものに限る。）
-------------	---

別表第1の新軽井沢駐車場の項及び追分宿駐車場の項中「普通自動車、」を「普通自動車並びに」に、「これ」を「これら」に、「車両」を「自動車」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

1 旧軽井沢駐車場

(1) 駐車施設

期間	駐車時間	使用料の額
7月から9月まで	1時間未満	500円
	1時間以上	800円に1時間を超える駐車時間が1時間増すごとに300

		円を加えた額
1月から6月まで 及び10月から12月 まで	1時間未満	500円
	1時間以上	700円に1時間を超える駐車 時間が1時間増すごとに200 円を加えた額

(備考) 駐車券を紛失した場合の使用料の額は、この表の右欄に定める使用料の額にかかわらず、10,000円とする。

(2) ロッカー

種別	使用料の額
大型	1台1回につき500円
小型	1台1回につき300円

(備考) 1回とは、使用を開始した日の午後12時までの間における継続する使用をいう。

2 中軽井沢駅前駐車場

駐車時間	使用料の額
1時間未満	無料
1時間以上4時間未満	200円
4時間以上12時間未満	400円
12時間以上24時間未満	600円
24時間以上	1,400円に24時間を超える駐車時間が24 時間増すごとに800円を加えた額

(備考) 駐車券を紛失した場合の使用料の額は、この表の右欄に定める使用料の額にかかわらず、6,000円とする。

3 信濃追分駅前駐車場

駐車時間	使用料の額
1時間未満	無料
1時間以上12時間未満	200円
12時間以上24時間未満	400円
24時間以上	1,000円に24時間を超える駐車時間が24 時間増すごとに600円を加えた額

(備考) 駐車券を紛失した場合の使用料の額は、この表の右欄に定める使用料の額にかかわらず、4,000円とする。

4 軽井沢駅南口広場駐車場

駐車時間	使用料の額
30分未満	無料
30分以上 1 時間未満	400円
1 時間以上 4 時間未満	3,000円
4 時間以上 7 時間未満	5,000円
7 時間以上 10 時間未満	7,000円
10 時間以上 24 時間未満	10,000円
24 時間以上	駐車時間 24 時間につき 10,000円

5 軽井沢駅北口広場駐車場

駐車時間	使用料の額
30分未満	無料
30分以上 1 時間未満	400円
1 時間以上 4 時間未満	3,000円
4 時間以上 7 時間未満	5,000円
7 時間以上 10 時間未満	7,000円
10 時間以上 24 時間未満	10,000円
24 時間以上	駐車時間 24 時間につき 10,000円

6 軽井沢駅北口西側駐車場

駐車時間	使用料の額
1 時間未満	200円
1 時間以上 4 時間未満	400円
4 時間以上 8 時間未満	600円
8 時間以上 12 時間未満	800円
12 時間以上 24 時間未満	1,000円
24 時間以上	3,000円に 24 時間を超える駐車時間が 24 時間増すごとに 2,000円を加えた額

(備考) 駐車券を紛失した場合の使用料の額は、この表の右欄に定め

る使用料の額にかかわらず、10,000円とする。

7 新軽井沢駐車場

自動車の区分	駐車時間	使用料の額
普通自動車	30分未満	無料
	30分以上1時間未満	100円
	1時間以上4時間未満	300円
	4時間以上12時間未満	600円
	12時間以上24時間未満	800円
	24時間以上	2,300円に24時間を超える駐車時間が24時間増すごとに1,500円を加えた額
マイクロバス、大型バス及びこれらに類する車両	30分未満	無料
	30分以上1時間未満	1,000円
	1時間以上4時間未満	2,000円
	4時間以上12時間未満	3,000円
	12時間以上24時間未満	4,000円
	24時間以上	駐車時間24時間につき4,000円

(備考) 駐車券を紛失した場合の使用料の額は、この表の右欄に定める使用料の額にかかわらず、普通自動車にあつては8,000円、マイクロバス、大型バス及びこれらに類する車両にあつては10,000円とする。

8 中軽井沢駅南口広場駐車場

駐車時間	使用料の額
30分未満	無料
30分以上1時間未満	400円
1時間以上2時間未満	600円
2時間以上24時間未満	3,000円
24時間以上	駐車時間24時間につき3,000円

9 中軽井沢駅北口広場駐車場

駐車時間	使用料の額
30分未満	無料
30分以上 1 時間未満	400円
1 時間以上 2 時間未満	600円
2 時間以上 24時間未満	3,000円
24時間以上	駐車時間24時間につき3,000円

別表第3から別表第11までを削り、別表第12を別表第3とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の軽井沢町営駐車場条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用する。

3 この条例の施行の日前に発行されたこの条例による改正前の軽井沢町営駐車場条例別表第3、別表第4、別表第7及び別表第8に規定する回数券については、なお従前の例による。

軽井沢町営駐車場条例の一部改正理由

【改正理由】

旧軽井沢駐車場の改修に伴い、同駐車場の供用時間等の見直しその他の必要な改正を行うとともに、長期間の駐車を抑制するため、町営駐車場の使用料の額を改定するもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町営駐車場条例の一部改正の概要

■旧軽井沢駐車場

現行			1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 1時間毎	1泊	駐車券 紛失
	7/1~ 9/30	普通車	400円	700円	1,000円	200円	1,500円	
	マイクロ	1,200円	1,500円	2,000円	400円	3,000円		
上記以外	普通車	400円	600円	800円	200円	1,000円		
	マイクロ	900円	1,200円	1,500円	200円	2,100円		
改正案	7/1~ 9/30	普通車	1時間未満	1時間以上 1時間毎				10,000円
			500円	300円				
	上記以外	普通車	1時間未満	1時間以上 1時間毎				
			500円	200円				

■旧軽井沢駐車場 ロッカー（新設）

ロッカー	大	500円
	小	300円

■中軽井沢駅前駐車場

現行	1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
		無料	200円	300円	500円	500円	6,000円
改正案	1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
		無料	200円	400円	600円	800円	14,000円

■信濃追分駅前駐車場

現行	1時間未満	1時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券 (43枚)	駐車券 紛失
	無料	100円	200円	200円	3,000円	3,000円
改正案	1時間未満	1時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券 (30枚)	駐車券 紛失
	無料	200円	400円	600円	9,000円	4,000円

■軽井沢駅南口・北口広場駐車場

現行	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 24時間未満			24時間以上 24時間毎
	無料	400円	600円	3,000円			3,000円
改正案	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 7時間未満	7時間以上 10時間未満	10時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎
	無料	400円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円	10,000円

■軽井沢駅北口西側駐車場

現行	1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満		12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
	無料	400円	500円		700円	700円	12,000円	3,000円
改正案	1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
	200円	400円	600円	800円	1,000円	2,000円	24,000円	10,000円

■新軽井沢駐車場：普通車

現行	1時間未満		1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
	無料		300円	400円	600円	600円	9,000円	3,000円
改正案	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
	無料	100円	300円	600円	800円	1,500円	19,000円	8,000円

■新軽井沢駐車場：大型車

現行	1時間未満		1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	駐車券 紛失
	無料		1,500円	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円
改正案	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	駐車券 紛失
	無料	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	4,000円	10,000円

■中軽井沢駅南口・北口広場駐車場（変更なし）

現行	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎
	無料	400円	600円	3,000円	3,000円

改正後の各駐車場料金一覧

軽井沢駅 北口西側 駐車場	1時間未満		1時間以上 4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
	200円		400円	600円	800円	1,000円	2,000円	24,000円	10,000円
矢ヶ崎公園 駐車場 ※1	2時間未満		2時間以上 4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
	無料		400円	600円	800円	1,000円	2,000円		10,000円
新軽井沢 駐車場 (普通車)	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失	
	無料	100円	300円	600円	800円	1,500円	19,000円	8,000円	
新軽井沢 駐車場 (大型車)	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失	
	無料	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	4,000円		10,000円	
中軽井沢駅前 駐車場	1時間未満		1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失	
	無料		200円	400円	600円	800円	14,000円	6,000円	
信濃追分駅前 駐車場	1時間未満		1時間以上 12時間未満		12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失	
	無料		200円		400円	600円	9,000円	4,000円	
旧軽井沢 駐車場	7/1～ 9/30	1時間未満 500円	1時間以上（以降1時間増す毎に）300円					回数券	駐車券 紛失
	上記 以外	1時間未満 500円	1時間以上（以降1時間増す毎に）200円					—	10,000

※1 軽井沢町都市公園条例に定める施設

軽井沢駅 南口・北口 広場駐車場	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 7時間未満	7時間以上 10時間未満	10時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎
	無料	400円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円	10,000円
中軽井沢駅 南口・北口 広場駐車場	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 24時間未満			24時間以上 24時間毎
	無料	400円	600円	3,000円			3,000円

軽井沢町都市公園条例の一部改正について

軽井沢町都市公園条例（平成 17 年輕井沢町条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日

軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町都市公園条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町都市公園条例（平成17年輕井沢町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2の項の(9)を次のように改める。

(9) 矢ヶ崎公園駐車場使用料

駐車時間	使用料
2時間未満	無料
2時間以上4時間未満	400円
4時間以上8時間未満	600円
8時間以上12時間未満	800円
12時間以上24時間未満	1,000円
24時間以上	3,000円に24時間を超える駐車時間が24時間増すごとに2,000円を加えた額

（備考） 駐車券を紛失した場合の使用料の額は、この表の右欄に定める使用料の額にかかわらず、10,000円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の軽井沢町都市公園条例別表第4の2の項の(9)の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用する。

軽井沢町都市公園条例の一部改正理由

【改正理由】

矢ヶ崎公園駐車場における公園利用者以外の長時間の駐車を抑制するため、同施設の使用料の額を改定するもの。

軽井沢町都市公園条例の一部改正の概要

■矢ヶ崎公園駐車場

現 行	2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	駐車券 紛失
	無料	200円	400円	500円	700円	700円	3,000円
改正案	2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	駐車券 紛失
	無料	400円	600円	800円	1,000円	2,000円	10,000円

改正後の各駐車場料金一覧

軽井沢駅 北口西側 駐車場	1時間未満		1時間以上 4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
	200円		400円	600円	800円	1,000円	2,000円	24,000円	10,000円
矢ヶ崎公園 駐車場 ※1	2時間未満		2時間以上 4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失
	無料		400円	600円	800円	1,000円	2,000円		10,000円
新軽井沢 駐車場 (普通車)	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失	
	無料	100円	300円	600円	800円	1,500円	19,000円	8,000円	
新軽井沢 駐車場 (大型車)	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失	
	無料	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	4,000円		10,000円	
中軽井沢駅前 駐車場	1時間未満		1時間以上 4時間未満	4時間以上 12時間未満	12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失	
	無料		200円	400円	600円	800円	14,000円	6,000円	
信濃追分駅前 駐車場	1時間未満		1時間以上 12時間未満		12時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎	回数券	駐車券 紛失	
	無料		200円		400円	600円	9,000円	4,000円	
旧軽井沢 駐車場	7/1～ 9/30	1時間未満 500円	1時間以上（以降1時間増す毎に）300円					回数券	駐車券 紛失
	上記 以外	1時間未満 500円	1時間以上（以降1時間増す毎に）200円					—	10,000

※1 軽井沢町都市公園条例に定める施設

軽井沢駅 南口・北口 広場駐車場	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 4時間未満	4時間以上 7時間未満	7時間以上 10時間未満	10時間以上 24時間未満	24時間以上 24時間毎
	無料	400円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円	10,000円
中軽井沢駅 南口・北口 広場駐車場	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 24時間未満			24時間以上 24時間毎
	無料	400円	600円	3,000円			3,000円

軽井沢町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正
について

軽井沢町町道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年輕井沢町
条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日

軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町町道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年輕井沢町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」を「停車帯、自転車通行帯」に、「部分」を「第2条各号に掲げる部分」に改め、同条第4項中「道路の交通容量と設計時間交通量の割合を勘案し、交通特性」を「地形の状況」に、「がある」を「によりやむを得ない」に改め、同条第5項中「、同欄」を「同欄」に改め、同条第6項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第四種の道路には」を「（第四級及び第五級を除

く。次項において同じ。)又は第四種(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、」に改め、同条第2項中「(前項)」を「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項)」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条第3項中「や交通特性その他」を「、交通の状況その他の」に、「がある場合は、それぞれ0.5メートルを減じた値」を「によりやむを得ない場合においては、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.0メートル以上、その他の道路にあつては1.5メートル以上」に改める。

第32条第2号中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第44条の見出し中「道路」を「道路等」に、「方法」を「方式」に改め、同条中「の規定による、地方公共団体の条例で定める、」を「に規定する条例で定める」に、「第35条第1項」を「第35条第1号」に改め、同条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

軽井沢町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正
理由

【改正理由】

自転車の安全な通行を確保し、並びに歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、自転車通行帯及び歩行者利便増進道路の整備の必要性が高まっていることから、これらの構造の技術的基準を定めるもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正
概要

【改正内容】

1 自転車通行帯の項目の追加

(条例第8条の2関係)

自転車道（幅2.0m以上、車道と縁石で区別）は従前より条例に存在したが、当条例改正で自転車通行帯（幅1.5m以上、車道内に設置）の構造を条例で定めることにより、より柔軟な自転車通路整備が可能となり、自転車利用の促進につながる。

<自転車道>

出典：国土交通省 自転車通行空間整備状況調査要領より抜粋

- ・幅員W=2.0m以上。地形その他特別の理由によりやむを得ない場合においてはW=1.5mまで縮小することができる。
- ・縁石等で車道、歩道と分離しなければならない。

<自転車通行帯>

出典：国土交通省 自転車通行空間整備状況調査要領より抜粋

- ・幅員W=1.5m以上。地形その他特別の理由によりやむを得ない場合においてはW=1.0mまで縮小することができる。
- ・車道と分離する必要はない。

2 歩行者利便増進道路の項目の追加

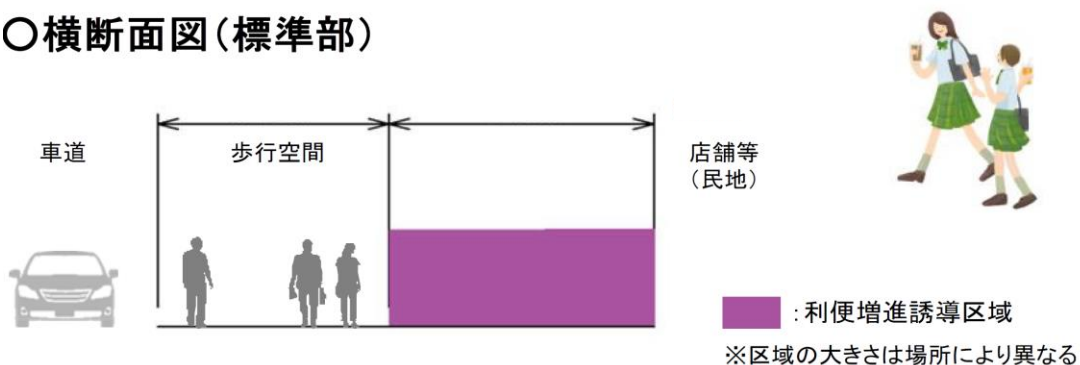
(条例第44条関係)

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度とは、道路管理者が歩行者利便増進道路の指定を行うことで、歩道等の中に歩行者空間を確保しながら、歩行者の利便増進を図る空間として利便増進誘導区域（＝滞留・賑わい空間）を定める制度であり、これにより、指定区域でテーブルやイス設置、食事施設、イベントなど多様な方法で用いることができる。

このたびの条例改正により、道路構造内に滞留・賑わい空間の設置が可能となり、道路空間の活用が行えるようになる。



○横断面図(標準部)



出典：ほこみちのとりくみ（国土交通省 道路局）

○活用事例

- ・ 食事スペース、休憩スペースとして、ベンチやテーブルを設置。
- ・ 移動販売車によるマルシェ、子どもの遊び場といったイベントを実施。
- ・ 沿線店舗によるオープンカフェ、テラス営業、テイクアウト販売。
- ・ 広報スペース、物販スペース、音楽イベントでの利用を実施。

出典：ほこみちのとりくみ（国土交通省 道路局）

軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の設置等に関する条例
の一部改正について

軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の設置等に関する条例（昭和 43
年輕井沢町条例第 21 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 27 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例（案）

軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の設置等に関する条例（昭和43年
軽井沢町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 病床数は、次の各号に掲げる病床の種別に応じ、当該各号に定めると
おりとする。

(1) 一般病床 58床

(2) 療養病床 45床

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の設置等に関する条例
の一部改正理由

【改正理由】

軽井沢病院の経営の改善に向けた病棟再編を行うため、病床数に係る規定の改正を行うもの。

軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1. 病床数の改正（条例第3条第3項関係）

区分	改正案	改正前
病床数	一般病床58床 療養病床45床	一般病床103床 (うち療養病床24床)

○病棟ごとの区分

病棟	再編案	再編前
3階	一般病床53床 (急性期病床38床) (地域包括ケア病床15床)	一般病床53床 (急性期病床)
2階	療養病床45床 一般病床5床 (人間ドック病床)	一般病床21床 (回復期リハビリテーション 病床) 療養病床24床 一般病床5床 (人間ドック病床)

・急性期病床

病気や怪我の症状が急激に現れ、症状が不安定な状態の患者を受け入れる病床

・地域包括ケア病床

急性期病床における治療を終え症状が安定した患者に対し、在宅や介護施設への復帰に向けた医療やリハビリテーションなどの支援をおこなう病床

・療養病床

病状が比較的安定しているものの治癒が困難で長期な治療が必要な状態の患者を受け入れる病床

・回復期リハビリテーション病床

急性期病床における治療を終えた患者に対し、自宅や社会復帰に向けたリハビリテーションを専門的にこなう病床

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年輕井沢町条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 27 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年輕井沢町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

円	円	円
12,500	13,350	14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

を

円	円	円
12,900	13,700	14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の軽井沢町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた軽井沢町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号のアに規定する障害補償年金及び同条第6号のアに規定する遺族補償年金（以下この項において「

傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正理由

【改正理由】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されることに伴い、同令で定める基準に従い損害補償額を引き上げる改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 補償基礎額の改正（条例第5条第2項第1号関係）

階 級		勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	改正前	12,500円	13,350円	14,200円
	改正後	12,900円 (+400円)	13,700円 (+350円)	14,500円 (+300円)
分団長及び 副分団長	改正前	10,800円	11,650円	12,500円
	改正後	11,300円 (+500円)	12,100円 (+450円)	12,900円 (+400円)
部長・班長及び 団員	改正前	9,100円	9,950円	10,800円
	改正後	9,700円 (+600円)	10,500円 (+550円)	11,300円 (+500円)

2. 補償基礎額の改正（条例第5条第2項第2号関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。

3. 補償基礎額の加算額の改正（条例第5条第3項関係）

非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、扶養親族1人につき下記の金額を加算する。

条例における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分	配偶者	子	孫	父母 祖父母 (60歳以上)	弟妹	重度心身 障 害 者
加算額	改正前	217円	333円	217円		
	改正後	100円 (-117円)	383円 (+50円)	217円 (0円)		

※子、孫、弟妹は22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者

()内は、増減額

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月27日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年 月 日
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業所等」に、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正理由

【改正理由】

栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正により栄養士の免許を受けた者でなくても管理栄養士国家試験を受けることが可能となったことを踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の食事の提供の特例に関する規定が改正されることに伴い、同省令の基準に従って定める規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

軽井沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第8項の規定により、軽井沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫

軽井沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

軽井沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年輕井沢町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

軽井沢町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正理由

【改正理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、同法第2条に項ずれが発生するため、同条を引用する規定を改正するもの。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

令和6年度町単西部小学校東教室棟他建設工事変更請負契約の締結について

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

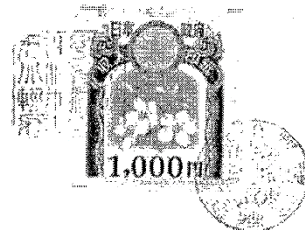
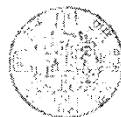
軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第2項の規定により、令和6年度町単西部小学校東教室棟他建設工事変更請負契約の締結について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 5 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫



建設工事変更請負契約書

- 1 工事名 令和6年度 町単 西部小学校東教室棟他建設工事
- 2 工事場所 軽井沢西部小学校 軽井沢町大字追分 1136 番地
- 3 変更工期 変更なし
- 4 変更請負代増加金額 金 3,542,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 322,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 5 変更契約保証金 金 354,200 円
軽井沢町財務規則第 124 条第 2 項の準用規定における同財務規則第 110 条第 2 項第 5 号の規定による。
- 6 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和 6 年 9 月 19 日付で契約を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、変更契約を締結する。

なお、軽井沢町長の専決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても原契約において定められた事項を遵守するものとする。


本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 2 月 5 日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

氏 名 軽井沢町長 土屋 三千夫  ㊞

受注者 住 所 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢472-7

氏 名 北野建設株式会社軽井沢営業所  ㊞
所長 今牧 慶次

令和6年度 町単 西部小学校東教室棟他建設工事変更一覧

【増工額】

(1) 本体工事	建設発生土運搬	2,982,000 円
(2) 本体工事	建設発生土処分	721,000 円
(3) 本体工事	鋤土	322,000 円
(4) 外装工事	地先境界ブロック	20,026 円
(5) 諸経費		387,626 円
<u>増工額合計</u>		4,432,652 円

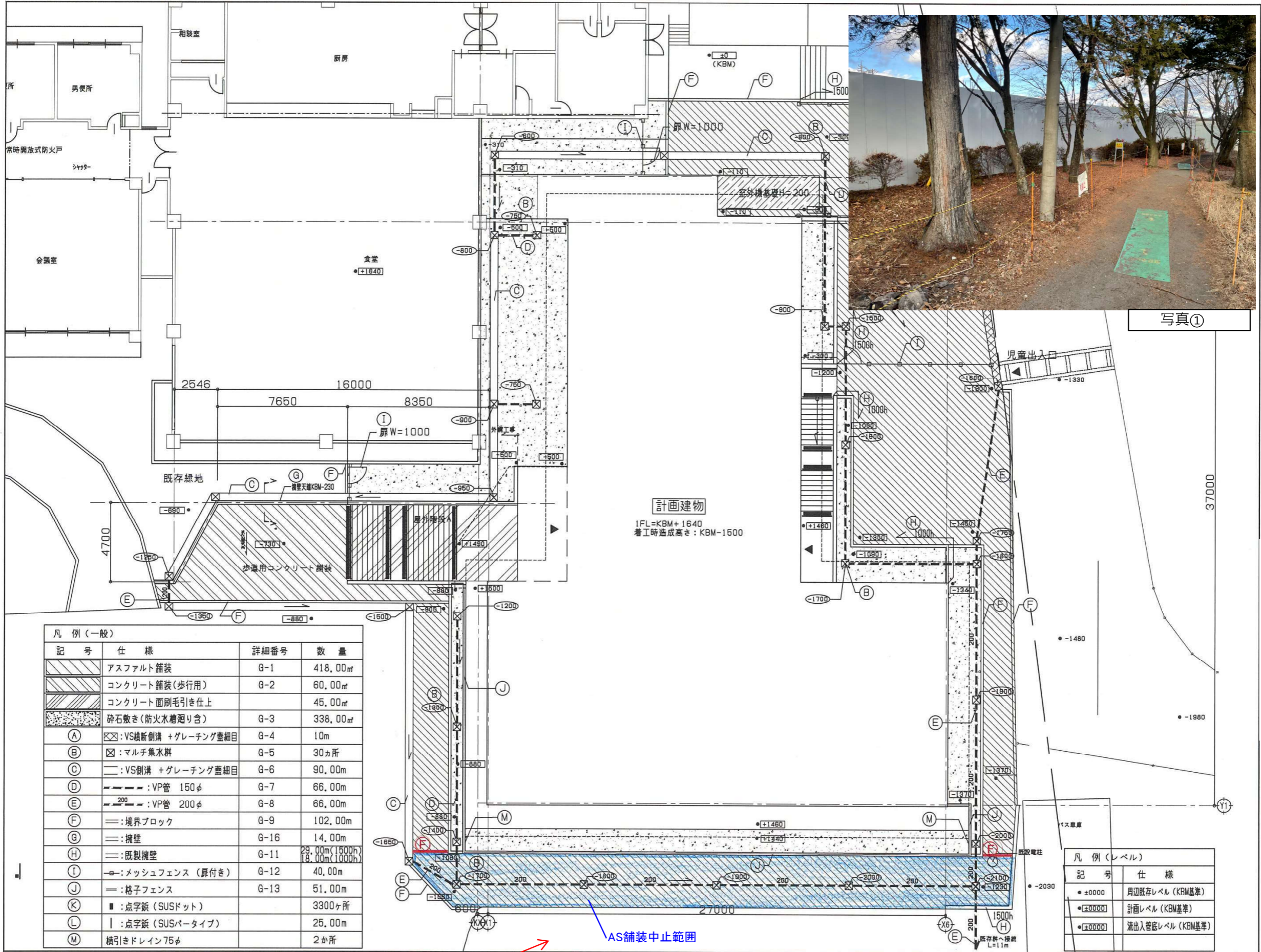
【減工額】

(1) 外構工事	アスファルト舗装	△1,020,096 円
(2) 外構工事	建設発生土運搬	△155,064 円
(3) 外構工事	建設発生土処分	△37,492 円
<u>減工額合計</u>		△1,212,652 円

変更額合計（税抜）	3,220,000 円
<u>変更額（税込）</u>	<u>3,542,000 円</u>

当初契約額 1,015,300,000 円

変更後契約額 1,018,842,000 円



写真①

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

令和3年度国補重要文化財・旧三笠ホテル建造物保存修理工事（第2期分）変更請負契約の締結について

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第2項の規定により、令和3年度国補重要文化財・旧三笠ホテル建造物保存修理工事（第2期分）変更請負契約の締結について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 6 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫



建設工事変更請負契約書

- 1 工事名 令和3年度 国補 重要文化財・旧三笠ホテル建造物
保存修理工事（第2期分）
- 2 工事場所 重要文化財旧三笠ホテル 軽井沢町大字軽井沢 1339-342
- 3 変更工期 変更なし
- 4 変更請負代増加金額 金 1,309,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 119,000円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29
条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、
請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 変更契約保証金増加額 金 130,900円
軽井沢町財務規則第124条第3項第1号の規定による。
- 6 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり



令和4年3月16日付で契約を締結した上記工事の建設工事請負契約（令和5年3月22日付で締結した変更契約及び令和5年9月21日付で締結した変更契約及び令和6年2月8日付で締結した変更契約及び令和6年6月20日付で締結した変更契約及び令和6年10月4日付で締結した変更契約を含む。）を上記のとおり変更することについて、変更契約を締結する。

なお、軽井沢町長の専決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても原契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年2月6日

発注者 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2384
氏名 軽井沢町長 土屋 三千 夫



受注者 住所 長野県長野市南石堂町1277番地
氏名 清水建設株式会社 長野営業所
所長 山鹿 武



令和3年度 国補 重要文化財・旧三笠ホテル建造物保存修理工
事（第2期分）変更一覧

【増工額】

(1) 外構工事	雨水排水溝	1,022,600 円
(2) 本体工事	既存漆喰壁クリーニング	280,500 円
(3) 本体工事	金物新調	162,000 円
<u>増工額合計</u>		1,465,100 円

【減工額】

(1) その他数量精査による変更	△275,100 円
<u>減工額合計</u>	△275,100 円

変更額合計（税抜）	1,190,000 円
<u>変更額（税込）</u>	<u>1,309,000 円</u>

<u>前回変更契約額</u>	<u>835,989,000 円</u>
----------------	----------------------

<u>変更後契約額</u>	<u>837,298,000 円</u>
---------------	----------------------

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

令和5年度国補重要文化財・旧三笠ホテル防災・活用整備工事変更請負契約の締結について

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第2項の規定により、令和5年度国補重要文化財・旧三笠ホテル防災・活用整備工事変更請負契約の締結について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫



建設工事変更請負契約書

- 1 工 事 名 令和5年度 国補 重要文化財・旧三笠ホテル
防災・活用整備工事
- 2 工 事 場 所 重要文化財旧三笠ホテル
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1339-342
- 3 変 更 工 期 変更なし
- 4 変更請負代金増加額 金2,200,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金200,000円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 変更契約保証金増加額 金220,000円
軽井沢町財務規則第124条第3項第1号の規定による。
- 6 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和5年12月21日付で契約を締結した上記工事の建設工事請負契約（令和6年6月20日付で締結した変更契約及び令和6年9月19日付で締結した変更契約を含む。）を上記のとおり変更することについて、変更契約を締結する。

なお、軽井沢町長の専決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても原契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年2月14日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2384番地
氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千 夫



受注者 住 所 長野県長野市南石堂町1277番地
氏 名 清水建設株式会社 長野営業所
所 長 山 鹿 武



令和5年度 国補 重要文化財・旧三笠ホテル防災・活用整備工
事変更一覧

【増工額】

(1) 外構工事 舗装工事・雨水排水溝	2,491,384 円
(2) 本体工事 建具工事	1,338,500 円
(3) 既存棟工事 内装工事	287,700 円
(4) その他現場精査による数量変更	627,416 円
<u>増工額合計</u>	<u>4,745,000 円</u>

【減工額】

(1) 設備工事 配管・配線	△2,745,000 円
<u>減工額合計</u>	<u>△2,745,000 円</u>

変更額合計（税抜） 2,000,000 円

変更額（税込） 2,200,000 円

前回変更契約額 939,774,000 円

変更後契約額 941,974,000 円

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

ニホンザル追い払い業務時の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により、ニホンザル追い払い業務時の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫

ニホンザル追い払い業務時の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和6年10月22日（火）午後4時頃、シーズ軽井沢千ヶ滝（軽井沢町大字長倉2146番地1183）の駐車場において、ニホンザルの追い払い対応をした際、電動ガンから発射したBB弾が駐車中の相手方車両に当たり、同車両の左側面を損傷した。

この事故に係る軽井沢町の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

記

損害賠償の相手方及び賠償額

相手方		損害賠償の額
氏名	住所	
■	■	628,995円

ニホンザル追い払い業務時の車両損傷事故に係る損害賠償
の額を定めること及びこれに伴う和解について

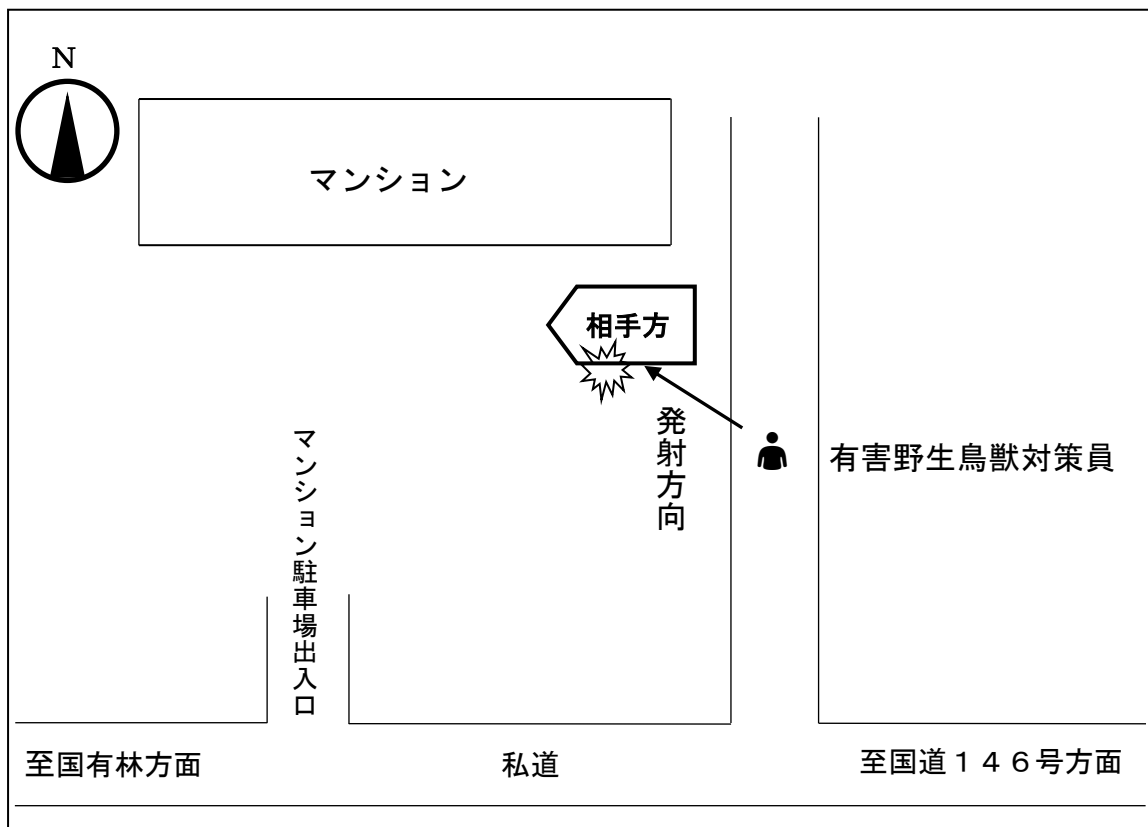
事故発生日時 令和6年10月22日（火） 午後4時頃

事故発生場所 シーズ軽井沢千ヶ滝（軽井沢町大字長倉2146番地
1183）の駐車場

1. 相手方への損害賠償額

相手方	損害額		損害賠償額	左記の財源内訳	
				保険金	町負担
■■■■■	修理 代金	628,995 円	628,995 円	628,995 円	0 円

2. 事故発生状況概略図








示 談 書

本件事故に関し、下記の通り示談が成立しましたので、今後いかなる事情が発生いたしましても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約いたします。

令和7年2月10日

第一当事者 (甲) 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
 氏名 軽井沢町長 土屋 三千 

第二当事者 (乙) 住所 
 氏名 

1. 事故発生日時 令和6年10月22日 午後4時頃
2. 事故場所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2146番地1183
 シーズ軽井沢千ヶ滝駐車場
3. 事故の原因状況結果
 上記日時に上記場所で、甲がニホンザル追い払い業務中に、ニホンザルに向けて発射したBB弾が、上記場所に駐車中の乙所有の車両に当たり、同車両の左前扉側面を損傷した。以下余白。
4. 示談の内容
 甲が乙に対して、本件事故に関する一切の損害賠償金として金628,995円を乙指定口座に支払う。本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により、公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 1 0 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫



公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和6年12月24日（火）午前8時25分頃、町道I-27号線（軽井沢町大字長倉2115番126）において、坂道の路面凍結により停車中の車両を追い越す際、公用車がスリップし相手側車両右前方部分に接触し損傷した。

この事故に係る軽井沢町の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

記

損害賠償の相手方及び賠償額

相 手 方		損害賠償の額
氏 名	住 所	
		104,368円

公用車での交通事故に係る損害賠償の額を定めること及び
これに伴う和解について

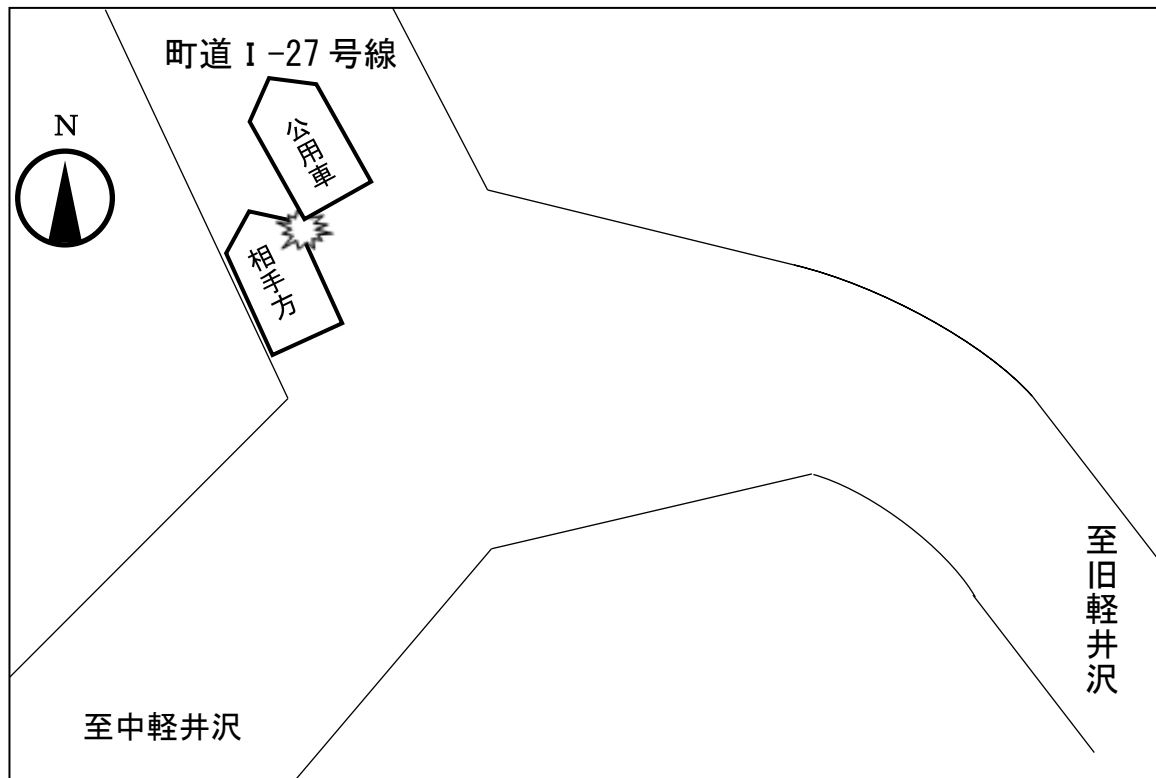
事故発生日時 令和6年12月24日(火) 午前8時25分頃

事故発生場所 軽井沢町大字長倉2115番126

1. 相手方への損害賠償額

相手方	損害額		損害賠償額	左記の財源内訳	
				保険金	町負担
■	修理 代金	104,368 円	104,368 円	104,368 円	0 円

2. 事故発生状況概略図



損害賠償に関する承諾書 (免責証書) [物損事故専用]

(受付番号) 2024200341 2025年 2月 10日 ※捺印
 当事者甲 2556 軽井沢町 様 住所 [REDACTED]
 所有者 軽井沢町 様 住所 [REDACTED]
 運転者 [REDACTED] 様 氏名/名称 [REDACTED]
 (被害者との関係 本人)

下記事故により私、乙が被った物的損害に関する一切の賠償金として、当事者 甲ならびに甲 運転者より、下記金額を受領した後は、それ以外の請求を放棄するとともに、相互に何ら権利・義務関係が無いことを確認し、甲ならびに甲 運転者に対し今後裁判上または裁判外において一切異議の申立て、請求を行わないことを誓約します。

		(損害の内訳)	(その他)
1. 損害賠償総額	104,368 円	1 修理費	104,368 円
内乙の受領金額	104,368 円	2	円
内乙の既受領額	0 円	3	円
		4	円
		5	円
		6	円
		7	円

2. 事故の内容

事故発生日時	2024年12月24日 8時25分		
事故発生場所	北佐久郡軽井沢町大字長倉2115番地126		
当事者 甲	住所	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	車両登録番号 (または車台番号) 長野100す4980
当事者 乙	住所	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	車両登録番号 (または車台番号) 群馬100ち4077

3. 支払方法 なお、当事者乙が受領する上記金員は下記の口座へ振込むものとする。

支払先	〒 370-1202 (住所) 高崎市宮原町1-21		☎ 027-346-1114
	(氏名/名称) 関東いすゞ自動車株式会社		
	[REDACTED]		¥104,368

支払先	〒 (住所)		☎	支払額	
	(氏名/名称)				口座名義 (漢字カタカナ)
	銀行 農協 金庫	店番号			
	信金 信託	普通 総合 貯蓄 当座			
支店 支所	口座番号				
	本店 出張所				

支払先	〒 (住所)		☎	支払額	
	(氏名/名称)				口座名義 (漢字カタカナ)
	銀行 農協 金庫	店番号			
	信金 信託	普通 総合 貯蓄 当座			
	支店 支所	口座番号			
	本店 出張所				

